

吹田操車場跡地まちづくり計画委員会構成員名簿 新旧対照表

新			旧		
【別表1】「吹田操車場跡地まちづくり計画委員会構成員」			【別表1】「吹田操車場跡地まちづくり計画委員会構成員」		
区分	所属団体・役職等	氏名	区分	所属団体・役職等	氏名
委員	大阪大学医学部附属病院 病院長	林 紀 夫	委員	大阪大学医学部附属病院 病院長	林 紀 夫
	大阪大学大学院国際公共政策研究科 教授	山内 直人		大阪大学大学院国際公共政策研究科 教授	山内 直人
	関西大学環境都市工学部 教授	江川 直樹		関西大学工学部 教授	江川 直樹
	関西経済連合会 専務理事	<u>奥田 真弥</u>		関西経済連合会 専務理事	向井 利明
	大阪国際文化協会 会長	高橋 叡子		大阪国際文化協会 会長	高橋 叡子
	都市生活研究所 代表取締役社長	篠崎 由紀子		都市生活研究所 代表取締役社長	篠崎 由紀子
	国土交通省近畿地方整備局 局長	布村 明彦		国土交通省近畿地方整備局 局長	布村 明彦
	大阪府副知事	<u>小河 保之</u>		大阪府副知事	梶本 徳彦
	吹田市長	阪口 善雄		吹田市長	阪口 善雄
	摂津市長	森山 一正		摂津市長	森山 一正
アドバイザー	大阪大学 名誉教授	荻原 俊男	アドバイザー	大阪大学 名誉教授	荻原 俊男
オブザーバー	都市再生機構西日本支社 支社長	<u>福永 清</u>	オブザーバー	都市再生機構西日本支社 支社長	嶋田 征次
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構 国鉄清算事業本部 理事	松岡 和夫		鉄道建設・運輸施設整備支援機構 国鉄清算事業本部 理事	松岡 和夫
	日本貨物鉄道 常務取締役関西支社長	宮澤 幸成		日本貨物鉄道 常務取締役関西支社長	宮澤 幸成

※二重線部分が改正箇所です。

吹田操車場跡地地区(仮称)の整備に関する基本協定書（案）

大阪府（以下「甲」という。）、吹田市（以下「乙」という。）、摂津市（以下「丙」という。）、独立行政法人都市再生機構（以下「丁」という。）、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「戊」という。）及び日本貨物鉄道株式会社（以下「己」という。）は吹田操車場跡地地区（仮称）の整備に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は甲、乙、丙、戊及び己が平成18年2月10日付けで締結した「吹田貨物ターミナル駅（仮称）建設事業の着手合意協定書」（以下「着手合意協定書」という。）を踏まえ、乙及び丙が着手合意協定書第4条第4項の規定により策定する「まちづくり計画」（以下「まちづくり計画」という。）を実現し、良好な市街地を形成するため、基本的な方針を確認することを目的とする。

（協定の対象となる地区）

第2条 本協定の対象となる地区（以下「本地区」という。）は、別図に示す区域とする。

（相互協力）

第3条 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、相互に協力し、本地区整備の円滑な推進に努める。
2 乙、丙及び丁は、本地区の整備促進を図るため、必要な執行体制を整える。

（甲乙丙丁の役割）

第4条 乙及び丙は、本地区を新たな都市拠点と位置づけ、その整備を推進し、甲はその推進を支援する。
2 甲、乙、丙及び丁は、本地区の整備推進に必要な法手続等を行い、丁は乙及び丙の協力のもと、本地区の整備に関して利害関係者の合意形成を図る。
3 丁は、甲、乙及び丙からの独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号、以下「都市再生機構法」という。）第14条第1項に規定する要請に基づき、本地区において土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条の2第1項の規定に基づく土地区画整理事業（以下「本土地区画整理事業」という。）を施行し、平成27年度までに本土地区画整理事業の完了（換地処分公告）を予定する。
4 丁は、丙からの要請に基づき、本地区において都市再生機構法第18条第1項の規定による都市公園事業（以下「本都市公園事業」という。）を施行する。なお、本都市公園事業の

実施方法等について別途、丙、丁間で協定を締結する。

- 5 丁は、乙及び丙の協力のもと、本地区のまちづくり計画の実現に寄与する拠点施設の整備及び機能の導入が図られるよう、民間事業者等の参画を促しつつ本土地区画整理事業を施行する。

(戊及び己の役割)

第5条 戊及び己は、着手合意協定書に基づき、本土地区画整理事業及び本都市公園事業（以下「本事業」という。）に協力するとともに、平成18年2月10日付けで、乙及び丙とそれぞれ確認した「吹田貨物ターミナル駅（仮称）建設事業の確認書」を履行する。

- 2 戊及び己は、着手合意協定書の締結の日において戊及び己が所有していた本地区内の土地（以下「戊所有地」、「己所有地」という。）において、本事業の円滑な進捗のため、次の各号に掲げる事項を乙、丙及び丁と調整を図り、本事業に支障をきたさないよう戊及び己の費用負担により行う。

- (1) 戊は、戊所有地、己所有地及び公共用地にある鉄道施設等（地中構造物等を含む。）を、撤去する。

なお、丁が撤去を行うことが合理的な場合は、戊の費用負担により丁が行うことができる。

- (2) 戊及び己は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び関係法令に定める埋蔵文化財確認のための調査について、丁が行うことが合理的な場合を除き、甲、乙及び丙の協力のもと、適切に実施する。ただし、その方法等は乙及び丙と協議の上、定める。

- (3) 戊及び己は、土壌汚染調査について、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）及び関係法令に定める方法で調査を実施し対策を講じる。

なお、丁がその対策を講じることが合理的な場合は、戊及び己の費用負担により丁が行うことができる。

- (4) 戊及び己は、予期せぬ支障物件が確認された場合、丁と協議し、合理的な方法によりその対策を講じる。

なお、丁が戊及び己に代わってこれらを収去することができることとし、その方法による場合、戊及び己は、その収去に要する費用相当額を丁に支払う。

- 3 戊及び己は、本土地区画整理事業における岸辺駅前線及び岸辺駅北交通広場と吹田貨物ターミナル駅（仮称）が、同時に供用開始ができるよう前項各号に定める事項を行う。

- 4 戊は、本地区に存する南吉志部墓地の移転を、丁と調整を図り、本土地区画整理事業の整備の進捗に合わせ、戊の費用負担により行う。

- 5 戊及び己が、第三者に土地を譲渡若しくは賃貸するとき、又は自ら土地活用を行うときは、まちづくり計画に考慮する。

(土地の取得)

第6条 乙、丙及び丁は、着手合意協定書に基づき、まちづくり計画の実現に必要な土地を戊及び己から、本事業の都市計画決定の告示の日までに価格、位置、面積等の諸条件を調整し、取得する。

(事業費)

第7条 本土地区画整理事業の整備に要する事業費は、土地区画整理法第71条の2に規定する事業計画（以下「事業計画」という。）の額とする。

2 丁は、施行者としての責務をもって効率的な事業執行を行い、事業費の削減に努め、甲、乙及び丙は、これに協力する。

(保留地)

第8条 丁は、本土地区画整理事業で定める保留地（以下「保留地」という。）を本地区のまちづくり計画の実現に資するよう処分する。

2 丁は、保留地を処分するとき、まちづくり計画の実現及び本土地区画整理事業の成立の観点から、その処分方法等に関して乙及び丙とあらかじめ協議する。

3 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、まちづくり計画の実現のため、岸辺駅北交通広場に近接した東西の街区において、保留地が配置できるよう協力する。

4 丁は、第2項の協議の結果、保留地の処分によって得られるであろうと想定される収入の額が、事業計画に記載された保留地処分金収入の額に達しないと判断するとき、又は前条第2項の丁の努力にもかかわらず前条第1項の事業費の増額が必要となったときは、乙、丙、戊及び己と協議を行い、原則として、事業計画にあらかじめ記載する保留地の最大地積の範囲内で保留地面積を増加し保留地処分収入の額を増額することとし、乙、丙、戊及び己は、これに協力する。

5 前項の保留地面積の増加により、換地された土地の利用等に影響がある場合、土地区画整理法第94条に規定する清算金による対応を含めた精算ができることとする。

(補助金の導入)

第9条 本土地区画整理事業は国庫補助金導入の対象事業となるよう、甲、乙、丙及び丁は相互に協力する。

2 本土地区画整理事業の補助金の額は、国において、承認される実施計画書に定める基本事業費（以下「基本事業費」という。）を限度とする。

なお、丁は、前条第4項の保留地面積の増加や第5項の清算金による対応を行ってもなお、事業計画に定める資金計画を見直す必要が生じた場合は、甲、乙及び丙と基本事業費の増額

も含めた協議を行う。

- 3 乙及び丙が負担する額の合計は、前項に定める補助金の額の範囲内において、甲が負担する額以上とする。
- 4 前項に定める乙及び丙が負担する額の合計のうち、それぞれが負担する割合は、別に定める。

(関連事業等)

- 第10条 乙は、本土地区画整理事業の整備の進捗にあわせて本地区外の天道岸部線を整備する。
- 2 乙及び丙は、本事業の排水に必要となる本地区外の公共下水道管渠を本事業の進捗に合わせて整備する。また、本地区内の公共下水道管渠の整備については、乙、丙及び丁で別途協議する。
 - 3 戊及び己は、着手合意協定書第4条第1項及び第2項に規定する緩衝緑地帯並びに第5条に規定する岸辺駅の橋上化及び南北自由通路について、本事業の整備に支障をきたさないよう、乙、丙及び丁と工事等の調整を行い、吹田貨物ターミナル駅（仮称）開業時までに整備する。
 - 4 乙及び丙は、相互協力のもと、本地区に隣接する吹田市正雀下水処理場及び摂津市クリーンセンターについて、まちづくり計画との整合を勘案し、関係機関と協議の上、本地区と一体的な土地活用を図るよう努める。

(違約に対する補償)

- 第11条 本協定締結以降、甲、乙、丙、丁、戊及び己のいずれかが一方的に本協定の条項を破棄した場合、その当事者に対し、他の当事者は、本地区の整備に関連し生じた損害及び負担した費用の補償を直ちに請求することができる。

(継承)

- 第12条 戊及び己が、本土地区画整理事業における換地処分の公告までに、第三者に土地を譲渡若しくは賃貸するときは、本協定第1条、第3条及び第8条の事項について譲受人等に継承することとする。

(協議事項)

- 第13条 本協定に定めがない事項又は疑義が生じたときは、甲、乙、丙、丁、戊及び己で協議し定める。

この協定の締結を証するため本書6通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年 月 日

甲 大阪府
代表者 大阪府知事 齊 藤 房 江

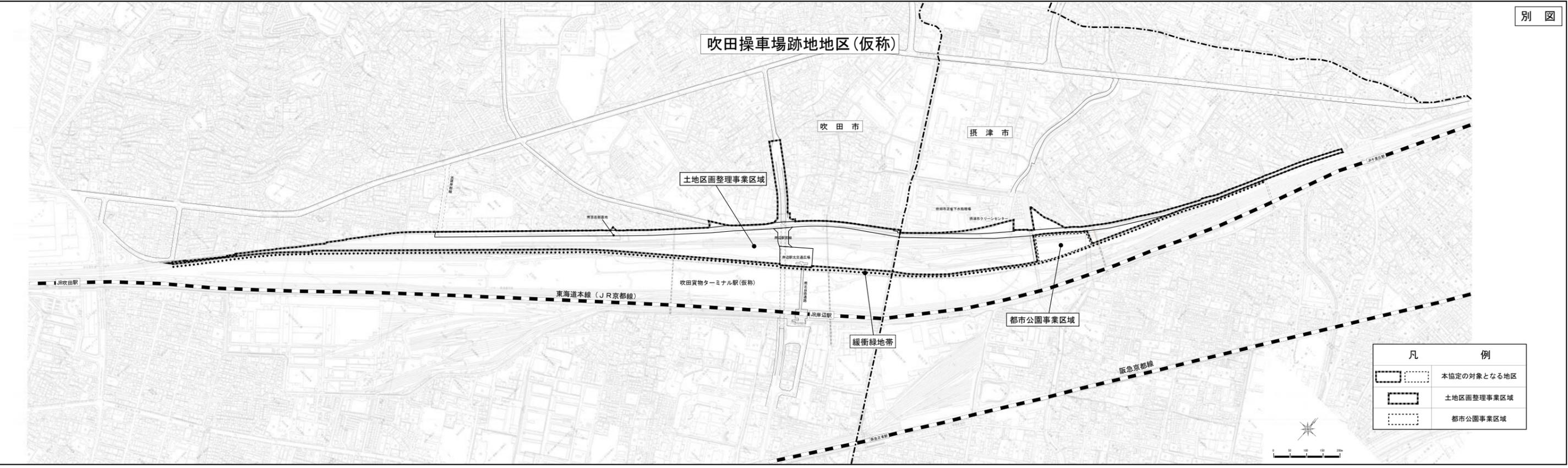
乙 吹田市
代表者 吹田市長 阪 口 善 雄

丙 摂津市
代表者 摂津市長 森 山 一 正

丁 独立行政法人都市再生機構西日本支社
理 事
支 社 長 福 永 清

戊 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
国鉄清算事業本部
西日本支社長 増 田 敏 夫

己 日本貨物鉄道株式会社
代表取締役社長 小 林 正 明



吹田操車場跡地地区(仮称)

吹田市

摂津市

土地区画整理事業区域

東海道本線 (JR京都線)

吹田貨物ターミナル駅(仮称)

緩衝緑地帯

都市公園事業区域

阪急京都線

凡	例
	本協定の対象となる地区
	土地区画整理事業区域
	都市公園事業区域



1. 地域再生計画の名称

吹田操車場跡地再生計画「東部拠点環境先進まちづくりプロジェクト」

2. 地域再生計画の作成主体の名称

吹田市

3. 地域再生計画の区域

吹田市の区域の一部(芝田町、天道町、片山町の一部)

4. 地域再生計画の目標

(1) 吹田市の現況

吹田市は、昭和 15 年(1940 年)に市制を施行して以来、昭和 30 年代の千里ニュータウンの建設、日本万国博覧会の開催(昭和 45 年)などによる鉄道網の整備や、江坂周辺をはじめとする大規模な市街地開発事業により、大阪市に隣接した利便性が高い良好な住環境を特色とする市街地が形成された。

市域には、大学(大阪大学、関西大学他)や医療機関、高度な学術研究施設(阪大医学部附属病院、歯学部附属病院、国立循環器病センター、国立民族学博物館他)など多くの知の集積が図られ、住宅都市と商業・業務都市の両面を備えた北大阪の中核的な都市に位置づけられている。

(2) 計画区域の現況

本地域再生計画区域は、第一次世界大戦の軍需等により急速に進む産業の近代化による貨物輸送量の増大に対応するため、大正 8 年(1919 年)に吹田貨物操車場として整備され、大正 12 年(1923 年)に操業を開始した。その後、当該区域は操車場として、長年利用されてきたが、貨物輸送環境の変化に伴い、昭和 59 年(1984 年)に吹田操車場は廃止された。平成 18 年(2006 年)2 月には、梅田貨物駅機能を廃止しその機能の半分を吹田操車場跡地(約 50ha)に移転する計画についての協議が整い、環境影響評価の手続きを経て、跡地の約 27ha における貨物ターミナル駅の建設事業の着手が合意された。

これに伴い、吹田摂津の両市にまたがる約 23ha(吹田市域約 15ha、摂津市域約 8ha)まちづくり可能用地が産み出され、新たなまちの誕生に向けた取組みが本格的に始動した。今後、当市は平成 23 年(2011 年)3 月のまちびらきに向けて、まちづくり計画(基本構想)の実現を図るための基盤整備及び機能や施設の導入に取り組む。

(3) 地域の課題

当該区域は、60 年以上にわたり鉄道施設として活況を呈し、地域の中核的な施設として地域に賑わいをもたらしてきた。しかし、施設機能が廃止されてからの 23 年間は、交通至便な都心の広大な用地が利用されないまま放置されてきたため、当該区域の魅力を最大限に生かすまちづくりが必要である。

新たに産み出されたまちづくり用地は、JR 京都線(東海道本線)に沿い、3 駅(千里丘、岸辺、吹田)をつなぐ形となっており京阪神の各都市に 1 時間以内でアクセスできる。また、大阪空港、関西空港、神戸空港のいずれもが 1 時間圏内にあり、恵まれたアクセシビリティと大阪市に隣接したロケーション、そして更地からのまちづくりに取り組めることにより、高い立地ポテンシャルとアドバンテージを有している。

一方、当該区域及び隣接する地域の自然環境は乏しく、今後のまちづくりにおいては、緑と水に包まれ環境に配慮したまちの創生が望まれている。また、本市は「環境世界都市すいた」構想を打ち出しており、当該区域においても、環境先進的なまちづくりの実現に取り組んでいく。

目標 環境先進まちづくり

快適性、利便性と環境先進性との共存を目指す脱温暖化都市モデルの創出にチャレンジし、環境を中心としたまちづくりにより地域の活性化を図ること、また、当該区域での取り組みが他地域に波及効果をもたらすことを目指す。

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

吹田市は、吹田操車場跡地の開発にあたり、その基本構想をまちづくり計画として策定する。更地からのまちづくりという特性を生かして、当該区域において環境と経済の共生・統合を実現するような環境面における未来型まちづくりの実験の場に位置づけ、低炭素社会の構築を進めるための脱温暖化都市モデルのあり方を、地域から発信したいと考えている。

このような構想の実現に向けて、新しい形の中心市街地の創出に向けた基盤整備を進めるとともに、まちづくり計画に沿った機能や施設の導入を図るための方策を、国、大阪府、摂津市、都市再生機構、地権者が連携して検討し、民間活力を最大限活用しながら事業推進を図ろうとしている。

各省庁や大阪府、隣接する摂津市と連携し、また都市再生機構の持つ知見や各種支援策を活用し、本プロジェクトのさらなる効果的、効率的な推進を図るため、組織横断的な“ポリシーミックステーブル”を設定する必要がある。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

なし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置による取り組み

【C3003】地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成

(1) 「特定地域プロジェクトチーム」を設置して取り組むべき課題

5-1 で挙げた事業を推進するために、組織横断的な取組による推進体制をとり、関連する法令の調整や効果的な推進方策の検討を主なうことが課題である。

具体的には以下のとおりである。

- ① 特定地域プロジェクトチームとして「吹田操車場跡地での環境再生推進会議」を設置し、4. (3) で示した目標を達成する上で必要な検討を行う。
- ② ①を円滑に行うため、分野/組織横断的なまちづくり推進ネットワークを形成する。
- ③ プロジェクトチームを構成しようとする想定メンバーは下記のとおり。

国土交通省近畿地方整備局 環境省近畿地方環境事務所 経済産業省近畿経済産業局
大阪府 都市再生機構 摂津市 吹田市

(2) 「特定地域プロジェクトチーム」設置の必要性

当市は、4. (3) で示した目標を達成するため、国の地方支分部局、大阪府、摂津市、都市再生機構との横断的な議論の場（共通プラットフォーム）にてまちづくりに対する総合的な視点からの助言やプロジェクトの支援を受け、本事業の円滑かつ総合的な推進を図ることが必要である。

(3) 取り組みにより達成される成果

- ① 基盤の整備段階で環境先進性を担保できる。
- ② 最新の環境技術を織り込んだ、持続可能なまちづくりに取り組むことが可能となる。

③ ①②を実現するための横断的な連携組織により、総合的な調整が可能となる。

5-3-2 独自の取り組み

○吹田操車場跡地まちづくり計画委員会設置

本委員会は関西経済界をはじめとする各界各層の専門家で構成し、吹田操車場跡地のまちづくりの方向性について協議することを目的に、平成18年11月に設置した。平成19年6月には、まちづくりの望ましいあり方を示した「吹田操車場跡地まちづくり全体構想」を策定した。

また、平成19年11月までに「吹田操車場跡地まちづくり全体構想」を踏まえ、行政の考え方と市民の意見を反映したまちづくりの基本的な方向性を行政計画として、「吹田操車場跡地まちづくり計画(基本構想)」をとりまとめる。さらに、平成20年度には、まちづくりの具体的な内容を示した「吹田操車場跡地まちづくり計画(基本計画)」をとりまとめる。

○都市整備部 東部拠点整備室を設置(平成18年4月)

梅田貨物駅機能の吹田操車場跡地への移転や、吹田操車場跡地まちづくりなど、吹田操車場跡地に関する総合調整機能を果たすため、平成16年10月に設置した企画部吹田操車場跡地対策室を、都市整備部に東部拠点整備室に改組移管した。

○吹田市議会に「吹田操車場等跡地利用対策特別委員会」を設置(平成4年5月)

吹田操車場跡地の土地利用等を中心に、専門的な審査や調査・検討する。原則として年3回開催する。

6. 計画期間

認定の日から平成23年3月末まで

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

当該区域のまちびらき時点において、計画の目標達成度を評価する。なお、評価にあたっては、市に「吹田操車場跡地再生計画評価委員会」を設置し、4に示す目標に照らし状況を調査、評価し、公表するとともに、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成
及び活性化に関する法律に基づく基本計画の協議書（案）

資料 4

厚生労働大臣 舛添要一 殿
農林水産大臣 若林正俊 殿
経済産業大臣 甘利 明 殿

吹田市長 阪口善雄 印
茨木市長 野村宣一 印
大阪府知事 齊藤房江 印

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下「法」という。）
第5条第1項の規定に基づき、下記の基本計画の同意を得たいので協議します。

基本計画（概要）

1. 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標

(1) 地域の特色と目指す産業集積の概要について

ア. 地理的条件、既存の産業集積の状況、インフラの整備状況等地域の特色について

- (ア) 大阪北部は、吹田市域や国際文化公園都市（彩都）を中心に、周囲5km圏内に、大阪大学や、同医学部附属病院、国立循環器病センター、独立行政法人医薬基盤研究所、財団法人大阪バイオサイエンス研究所など日本有数のバイオ・ライフサイエンス関連の大学・研究機関が立地し、密度の高い集積地となっている。さらに、周囲20km圏内では、独立行政法人産業技術総合研究所、大阪市立大学、地方独立行政法人大阪府立成人病センター、関西医科大学、大阪医科大学、大阪薬科大学などが立地し、「北大阪バイオクラスター」が形成されている。
- (イ) こうした大学・研究機関の集積は人的資源の充実にもつながっており、大阪大学吹田キャンパスだけで約2,300人以上の優秀な研究者が存在している。また、日本国内免疫分野の論文引用件数において上位10人のうち4人は大阪大学に在籍する研究者であり、中でも大阪大学微生物病研究所の審良教授の論文は、平成17、18年度の2年連続で世界一の引用件数を誇っている。
- (ウ) 大阪北部地域は、新幹線、名神高速道路、中国自動車道、新名神自動車道（整備中）など、高速交通ネットワーク、広域交通網が充実し、交通便利性が高く優れた居住環境を備えている。

イ. 目指す産業集積の概要について

- (ア) バイオ・ライフサイエンス関連産業のうち創薬分野では、①大学・研究機関の研究成果について知的クラスター創成事業等で実用化研究を進め、②この成果を元にベンチャーを起業又は、アライアンス（提携）が可能な段階にまで研究を推進させ、③バイオ・ライフサイエンス関連企業がこのシーズ（研究成果）を元に商品（新薬等）を開発し、④この過程で生まれた産業化ニーズを大学・研究機関にフィードバックし、⑤大学・研究機関の新たな研究が開始されるというサイクル「バイオメディカルチェーン」を関西に根付かせることが重要である。
- (イ) 吹田市では、吹田操車場跡地まちづくり計画委員会が本年6月に策定した「吹田操車場跡地まちづくり全体構想」をもとに、大阪大学医学部の協力を得ながら、吹田市南東部に位置する吹田操車場跡地（14.4ha）での医療健康創生ゾーン（約2.9ha）の創出を含むまちづくりを進めているところであり（平成23年春まちびらき予定）、今後、本計画の産業集積地域に追加することも視野に入れながら、計画の適切な推進を図る。

(2) 具体的な成果目標

	現状	計画終了後	伸び率
集積区域における集積業種全体の付加価値額	210億円	420億円	100%

(3) 目標達成に向けたスケジュール

平成19年度～平成24年度

2. 集積区域として設定する区域

(集積区域の可住地面積) : 129.8ha

《内訳》 ・彩都ライフサイエンスパーク : 22ha ・大阪大学吹田キャンパス : 100ha
・国立循環器病センター : 7.8ha

5. 集積業種として指定する業種

バイオ・ライフサイエンス関連産業

バイオ・ライフサイエンス分野のうち、「食料品製造業」(機能性食品、サプリメント等)、「化学工業」(医薬品、化粧品等)、「精密機械器具製造業」(医療用機械器具等)を指定するものであり、大阪に強みのあるバイオ・ライフサイエンス関連企業を重点的に呼び込み、集積による企業間の相乗効果を図る。

6. 指定集積業種に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標

	目標数値
指定集積業種の新規立地件数	29件
指定集積業種の新事業開始件数	29件
指定集積業種の製品出荷額又は売上高の増加額	310億円
指定集積業種の新規雇用件数	700人

7. 工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備(既存の施設の活用含む。)、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備の事業を実施する者及び当該事業の内容

- (1) インキュベート施設整備の推進《大阪府、茨木市》
- (2) 「未来医療開発産業化推進センター」の設置及び共用施設の整備《大阪大学》
- (3) 医薬基盤研究所連携フォーラムの推進《大阪医薬品協会、大阪府》
- (4) 次世代医療システム産業化フォーラムの推進《国立循環器病センター》

8. 産業集積の形成等に密接な関係を有する者と市町村及び都道府県との連携に関する事項

大阪府、大阪大学、大阪医薬品協会、大阪商工会議所、社団法人関西経済連合会、株式会社大阪証券取引所、財団法人大阪科学技術センター、財団法人千里ライフサイエンス振興財団、彩都建設推進協議会、国際文化公園都市株式会社が連携し、地域のネットワークを構築している。

9. 市町村及び都道府県における企業立地及び事業高度化に関する手続の迅速な処理を図るための体制の整備に関する事項

支援体制として、吹田市、茨木市、大阪府、大阪大学、大阪医薬品協会、国立循環器病センターによる「大阪北部バイオ・ライフサイエンス関連産業活性化協議会」のもと、事務局である大阪府商工労働部が連絡調整を行い、企業立地の案件に応じて、府及び市、関係機関等による個別対応チームを構築し支援策を実施する。また、案件によっては、彩都建設推進協議会、バイオサイトキャピタル(株)など協議会メンバー以外にも働きかけを行ない関係機関で連携を密にしながら支援策を検討する。

10. 環境の保全その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に際して配慮すべき事項

吹田市においては、バイオサイエンス施設や住宅に近接した複数の遺伝子組換え実験施設が立地しているが、これらの建設にあたり、市はバイオハザードに関する全国唯一の「吹田市遺伝子組換え施設に係る環境安全の確保に関する条例」を平成6年10月7日に制定し、市民の不安の声に応えながら、これらの最先端科学施設との共存調和を図り、良好な住環境の保全と環境安全の確保に努めている。

12. その他産業集積の形成又は産業集積の活性化の促進に関する重要事項

「大阪北部バイオ・ライフサイエンス関連産業活性化協議会」の構成員だけでなく、府内の関連団体が実施する府内外を対象とした事業者間の交流事業や見本市などに積極的に参画する。あわせて、きめ細やかな情報交換により、府及び市と産業界との連携を深め、多方面からの幅広い企業進出計画などの情報を収集・共有し、本府の優れた立地環境やインセンティブなどについて、積極的かつ迅速に企業への提供に努める。

13. 計画期間

本計画の期間は、計画同意の日から平成24年度末日までとする。

平成19年2月6日

経済産業省

企業立地の促進等による地域における産業集積 の形成及び活性化に関する法律案について (経済成長戦略大綱関連3法案)

平成18年7月、人口減少、国際競争の激化等の制約を克服し、イノベーション（技術革新や事業革新など）や地域経済の活性化により持続的な経済成長を目指す「経済成長戦略大綱」が策定されました。

本法律案は、この大綱の実現に向けて、地域経済の自律的発展の基盤の強化を図るため、主体的かつ計画的に行う産業集積の形成及び活性化に関する地域の取組に対して、工場立地法の特例措置や企業立地等を行う事業者への支援等総合的な支援を行うものです。

1. 法律案の目的

本法律案は、産業集積が地域経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のために地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずることにより、地域経済の自律的発展の基盤の強化を図るものです。

2. 法律案の概要

(1) 基本方針の策定

主務大臣は、地域における産業集積の形成及び活性化の促進に関する「基本方針」を作成します。この中で、企業立地等を重点的に促進すべき区域（「集積区域」）の設定に関する事項、集積区域において企業立地等を重点的に促進すべき業種（「集積業種」）の指定に関する事項、企業立地等のための事業環境の整備に関する基本的な事項などを示します。

(2) 基本計画の作成と法律案による特例措置

市町村及び都道府県は、「基本方針」に基づき、事業環境の整備の事業を行う者と共同して「地域産業活性化協議会」を組織し、産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する具体的な目標、集積区域、集積業種、

事業環境整備の内容などを定めた「基本計画」を作成します。主務大臣の同意を得た「基本計画」（「同意基本計画」）に関しては、以下の措置を講じることができます。

①工場立地法の特例

市町村は、「同意基本計画」の中で特に重点的に企業立地を図るべき区域（「同意企業立地重点促進区域」）において、条例により、同意企業立地重点促進区域に適用すべき工場等の敷地面積に占める緑地面積比率等を地域の実情に応じて定めることができます。

②独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務追加等

集積区域での企業立地等を促進するために必要となる工場、事業場等について、独立行政法人中小企業基盤整備機構による整備を可能とします。また、既存の工場用地等の用途規制を緩和します。

(3) 企業立地計画及び事業高度化計画の作成と支援措置

集積区域において企業立地又は事業高度化を行おうとする事業者は、「企業立地計画」又は「事業高度化計画」を作成し、都道府県知事の承認を受けることができます。承認を受けた事業者に対し、以下の措置を講じます。

①課税の特例

承認を受けた事業者（指摘された業種に属する事業者に限る。）が「企業立地計画」に従って新規立地を行う場合に取得、建設した機械等や建物等について、特別償却制度を適用します。

②中小企業信用保険法の特例

承認を受けた中小企業者が「企業立地計画」や「事業高度化計画」に従って企業立地や事業高度化を行う際に民間金融機関から資金調達を行う場合、債務を保証する中小企業信用保証協会に対して中小企業金融公庫が提供する信用保険の特例措置を講じます。

(本発表資料のお問い合わせ先)

地域経済産業グループ地域経済産業政策課

担当者：吉岡補佐、宮本補佐

電話：03-3501-1511（内線2735～7）

03-3501-8396（直通）

北部大阪都市計画土地区画整理事業の決定（吹田市決定）

都市計画吹田東部拠点土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称		吹田東部拠点土地区画整理事業				
面 積		約 15.1 ha				
公 共 施 設 の 配 置	道 路	種別	名 称		これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。	
		幹線	3・3・205-4	豊中岸部線		
			3・4・205-15	南千里岸部線		
			3・5・205-25	山田佐井寺岸部線		
		街路	3・4・205-37	天道岸部線		
			3・4・205-38	岸部千里丘線		
	3・2・205-39		岸辺駅前線			
上記都市計画道路を基幹とし、土地利用、街区構成等を考慮して、幅員4.0m以上の区画街路を適正に配置する。						
公園及び緑地	施行区域面積の3%以上となるよう公園、緑地を配置し、誘致距離等を考慮して、適正に配置する。					
その他の公共施設	本地区の下水道は、吹田市安威川流域関連公共下水道の計画に合わせて整備する。					
宅地の整備	地区内を3つのゾーンに区分けし、商業・業務系を基本として、適正な街区が構成されるよう計画する。					

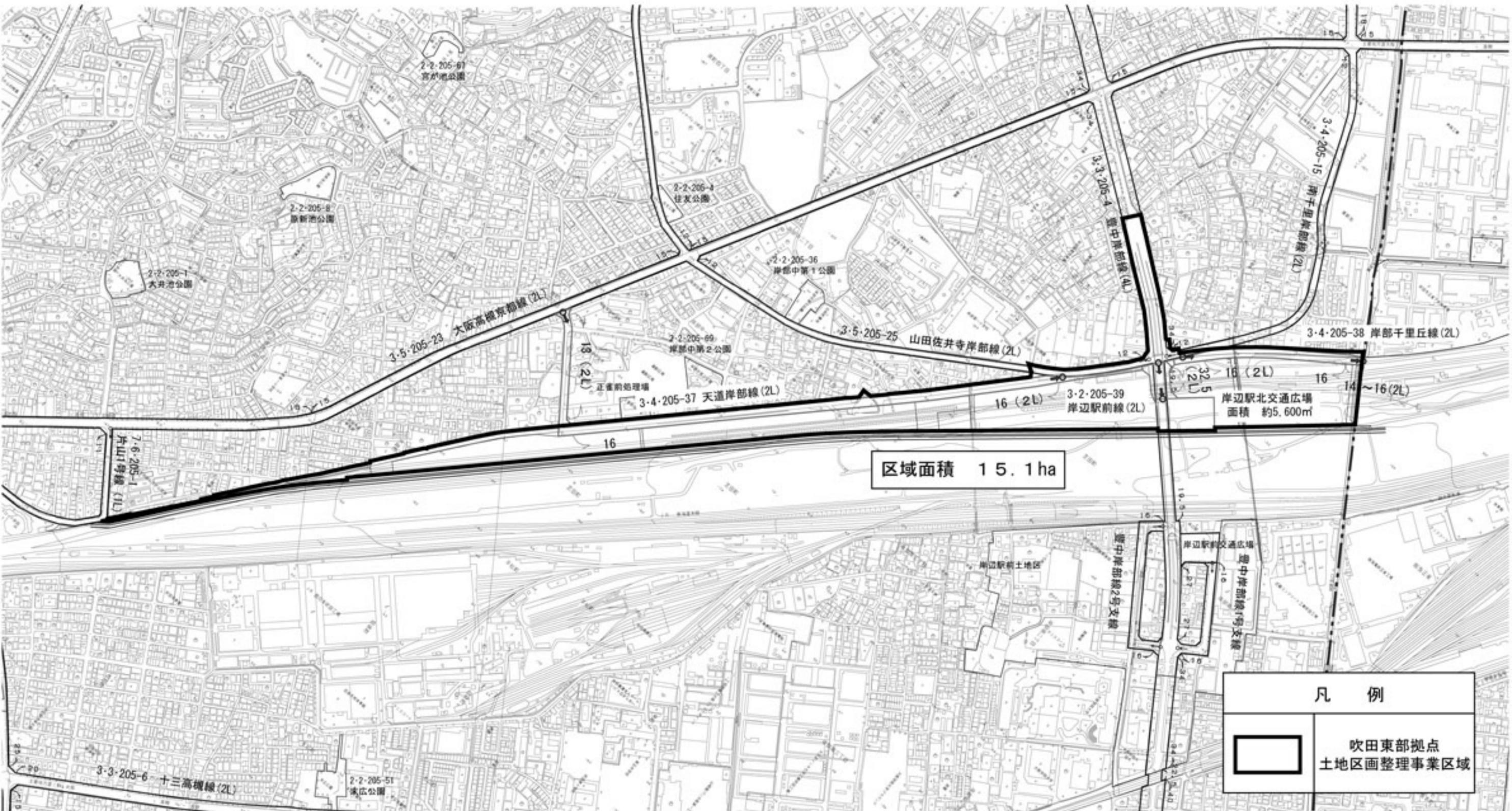
「区域は計画図表示のとおり」

理 由

本地区は、吹田の東部に位置する吹田操車場の跡地であり、新たな有効利用が求められてきたところです。

本地区における無秩序な開発を防止し、「緑と水につつまれた健康・教育創生拠点」の創出をまちづくりの基本方針とした、本市東部の拠点としての健全な市街地の形成を目的とし、公共施設の整備、土地利用の増進を図るため、本案のとおり土地区画整理事業を決定するものです。

北部大阪都市計画土地区画整理事業の決定



北部大阪都市計画道路の変更（吹田市決定）

都市計画道路に3・4・205-37天道岸部線ほか2路線を次のように追加する。

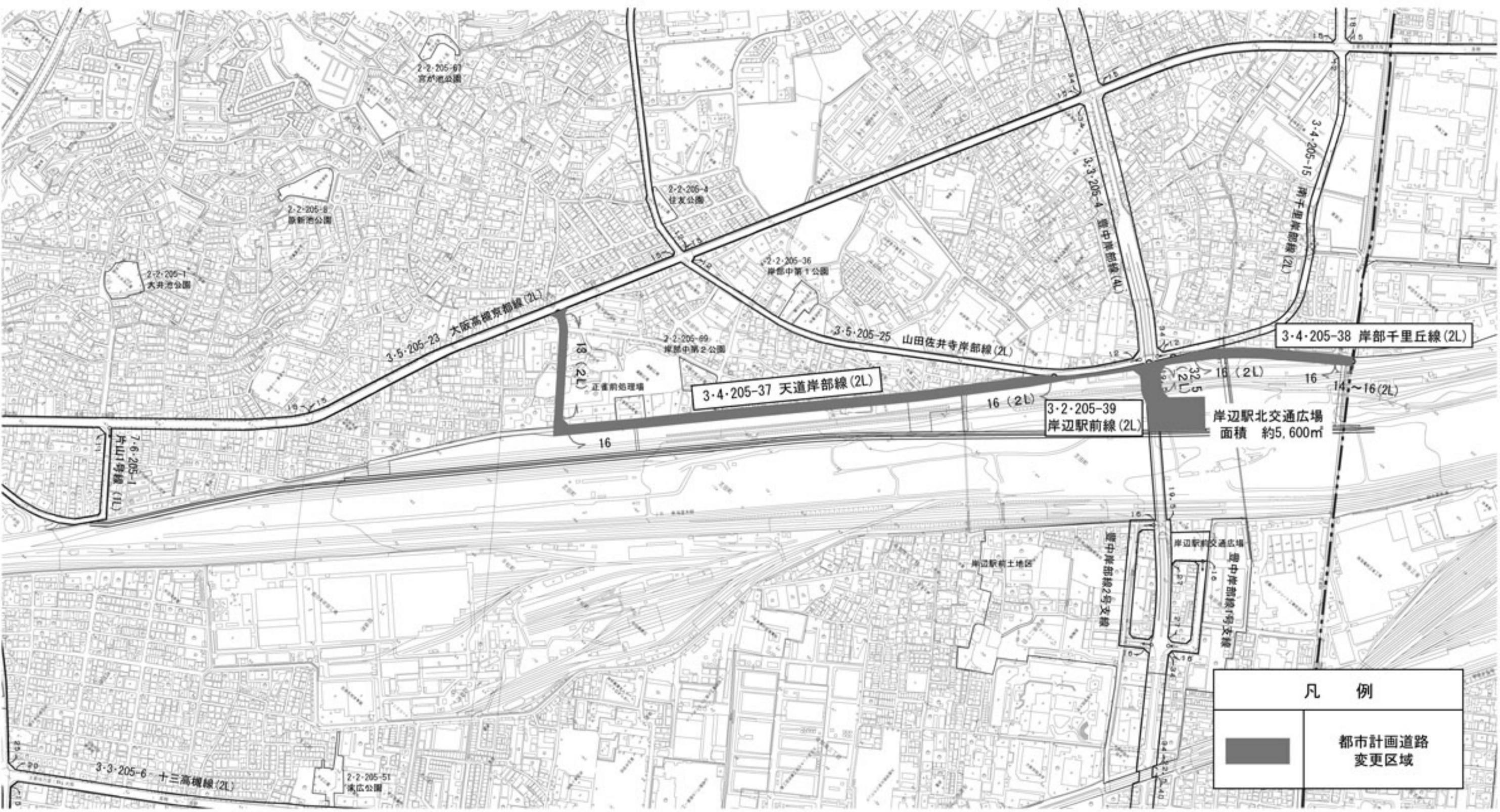
種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・205-37	天道岸部線	吹田市岸部中一丁目地内	吹田市芝田町地内	吹田市芝田町地内	約1,080m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差 3箇所	
	3・4・205-38	岸部千里丘線	吹田市芝田町地内	吹田市芝田町地内	吹田市芝田町地内	約320m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差 2箇所	
	3・2・205-39	岸辺駅前線	吹田市芝田町地内	吹田市芝田町地内	吹田市芝田町地内	約70m	地表式	2車線	33m	幹線街路豊中岸部線と立体交差 幹線街路と平面交差 4箇所	
なお、吹田市芝田町地内にJR東海道本線岸辺駅北交通広場を設ける。									岸辺駅北交通広場 面積 約5,600㎡		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

吹田東部拠点土地区画整理事業の計画に伴い、関連する都市計画道路網を検討した結果、計画地の主軸となる3・4・205-37天道岸部線及び3・4・205-38岸部千里丘線並びに新しいまちの玄関口となる岸辺駅北交通広場を含む3・2・205-39岸辺駅前線を本案のとおり追加しようとするものです。

北部大阪都市計画道路の変更



凡 例	
■	都市計画道路 変更区域

平成19年10月25日
吹田操車場跡地まちづくり計画委員会

(仮称) 吹田操車場跡地まちづくりアイデア募集コンペ実施方法検討結果
～ コンペ作業部会報告 ～

1. 名称

吹田操車場跡地まちづくりアイデア募集コンペ

<ゾーン>

緑の創生、教育・文化、医療・健康、居住等の各ゾーン、又は複数ゾーンにまたがるもの

2. 目的

- (1) 吹田操車場跡地のまちづくり計画に沿った機能や施設に関するアイデアを募集する
 - (2) 広くまちづくりが動き始めたことをPRする
 - (3) まちの愛称、キャッチコピーを募集し、市民に親しまれる事業とする
- これらにより計画の熟度を上げ、地域価値の向上に資する立地の促進を図ることを目的とする。

3. 実行組織

主催：(仮称)吹田操車場跡地まちづくりアイデア募集コンペ実行委員会
構成：吹田市、摂津市、都市再生機構、鉄道運輸機構、JR貨物
協力、後援：促進協議会メンバーを中心に広く募る

4. 応募資格

個人または個人のグループ

5. 使用言語

日本語

6. 提案対象区域

吹田操車場跡地まちづくり可能用地(約23ha)及び吹田市正雀処理場及び摂津市クリーンセンター用地(約4.5ha)

7. 提案区分

<分野>

環境、緑、水、医療、健康、教育、文化、都市型居住の各分野、又は複数分野にまたがるもの

8. 応募作品

論文、要約、パネル

9. 審査

審査会を設置し、応募作品の審査を行う。

10. 発表

審査結果発表会を開催し、入賞作品の表彰を行う。入賞作品は展示会、ホームページにて広く一般に公開する。

11. スケジュール(予定)

H19.11 下旬 実行委員会設置
H20. 2 月上旬 アナウンスシンポジウム
H20. 2 月上旬～3.31 受付期間
H20. 5 月中旬 審査終了

12. 実行委員会での検討事項

- (1) 各項目の詳細
- (2) 運営方法
- (3) 資金計画
- (4) 著作権、ロイヤリティー
- (5) 審査会(委員、基準、期間等)
- (6) 表彰
- (7) その他必要な事項

